

協 定 書

平成28年8月10日

山梨県

日本野菜ソムリエ協会

山梨県と日本野菜ソムリエ協会との連携及び協力に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と日本野菜ソムリエ協会（以下「乙」という。）は、甲乙間の連携について以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携を図り、協力して次条に定める事項（以下「連携事項」という。）を推進することにより、山梨県農業の振興と発展、及び地域活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれ次の事項について連携協力する。

- （1）県産果実・野菜等農産物の情報発信に関すること
- （2）県産果実・野菜等農産物をPRする催事への参加に関すること
- （3）県産果実・野菜等農産物をPRする人材育成に関すること
- （4）その他本協定の目的に資すること

2 前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施については甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議により乙が認定する野菜ソムリエコミュニティ山梨に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を書面により申し出たときは、その都度協議の上、決定する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より1年間とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲又は乙より書面による特段の申し出がなければ、1年間更

新するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(規定外事項)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じたときは、甲乙間で誠意をもって協議のうえ解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年8月10日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県知事

乙 東京都渋谷区宇田川町20番17号 NOF 渋谷公園通りビル4階

日本野菜ソムリエ協会 理事長